

令和2年度 当初予算報告

令和2年度の一般会計の予算額は
94億1,373万円（前年度当初予算より8億3,123万円の増）となりました。

平成29年度以降取組んできた栖原ポンプ場改築事業のほか、保育所（子ども園）建設や栖原コミュニティセンターの建設に取り掛かります。また、その他にも新たな事業や拡充事業にも取組んでいきます。そして、令和3年度からの新たな10年間の計画である「湯浅町長期総合計画」を策定し、より一層、町民の皆様が誇れるまち・安心安全なまちを目指して取組んでいきますので、ご理解・ご協力よろしくお願ひします。

令和2年度の主な実施事業

- ☆特別養護老人ホーム潮光園新築移転事業 4億6,647万円
特別養護老人ホームの移転工事にかかる費用です。
- ☆湯浅えき蔵（駅前複合ビル）図書館整備事業 6,497万円
湯浅えき蔵の図書館開館に向けた蔵書の選書業務等を行います。
- ☆湯浅町部落差別解消推進基本計画策定に向けた調査実施事業 552万円
「湯浅町部落差別解消推進基本計画」の策定に向け、意識調査や実態調査を行います。
- ☆小児インフルエンザワクチン接種費用助成事業 527万円
インフルエンザワクチンの接種費用が中学3年生まで上限3,000円の助成となります。
- ☆特定不妊治療助成事業 50万円
今年度より2回目以降の費用についても助成を行います。
- ◆保育所（子ども園）建設事業 7億5,596万円
新保育所（子ども園）の建設工事を行います。

☆は新規又は拡充事業
 ◆は継続事業



- ☆各地区水路改修工事（田・吉川・吉川東谷・青木） 4,500万円
各地区の水路の改修工事を行います。
- ☆洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務委託 974万円
被害想定を見直し、新たな情報を盛り込んだハザードマップを作成します。
- ◆栖原ポンプ場改築事業 8億1,700万円
栖原ポンプ場改築にかかる工事や、管渠の詳細設計を行います。
- ◆ブロック塀耐震化補助金 1,000万円
危険性の高いブロック塀の改修に対する補助金です。
- ◆通学路交通安全対策工事 420万円
通学路の安全のため、グリーンベルトを設置します。
- ◆家具固定器具設置業務委託 125万円
高齢の方や障がいのある方のいる世帯について家具転倒防止器具を設置します。



- ☆栖原コミュニティセンター建設工事 3億7,380万円
栖原コミュニティセンターの建設工事を行います。
- ☆浄化槽補助金 1,499万円
合併浄化槽設置時の宅内配管に対しても新たに補助金対象となります。
- ☆町民体育館改修工事 495万円
町民体育館天井の修繕、雨漏り対策等を行います。
- ☆観光用駐車場管理等業務委託 303万円
改良住宅跡地に完成予定である観光用駐車場の管理、観光案内業務等を行います。
- ☆湯浅駅旧駅舎建造物調査 94万円
旧湯浅駅駅舎の文化的価値を調査します。
- ◆空き家除却補助金 1,600万円
空き家の撤去にかかる費用に対する補助金です。



- ☆田地区農道改修工事 1,300万円
農道の路面、路肩等の改修を行います。
- ☆水産業担い手育成支援事業 51万円
漁業の新規担い手育成にかかる研修費用等に対して補助を行います。
- ◆栖原漁港機能保全工事 310万円
栖原漁港の機能保全工事として、防波堤や護岸の改修工事を行います。

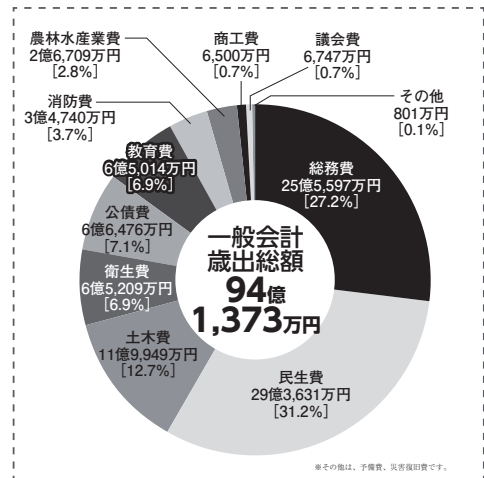


温暖化による
 こへんがある

安心安全の
 こへんがある

賑わいの
 こへんがある

産業の
 振興

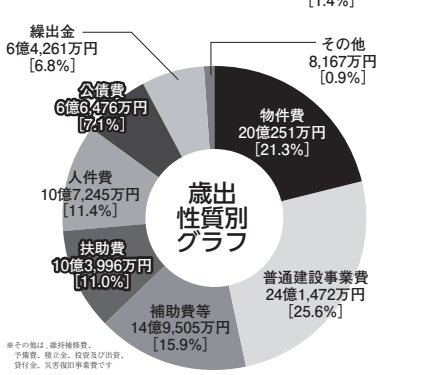
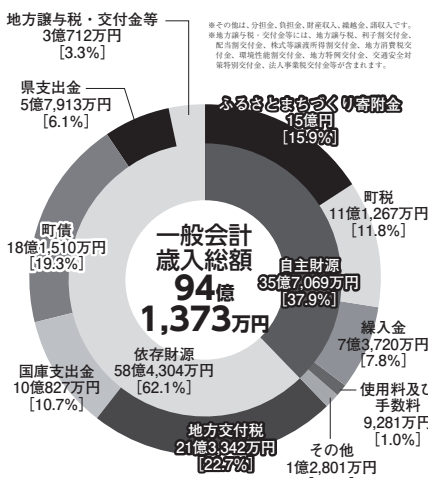


歳出を町民1人あたりに換算すると…1人あたり 約**80万円**

福祉の充実	行政サービスの充実	道路等の整備	ふるさと納税の推進
約25万円	約13万円	約10万円	約8万円
衛生環境の促進	ローンの返済	教育の充実	防災の強化
約6万円	約6万円	約5万円	約3万円
農林水産業の振興	商工業の振興	その他	令和2年2月29日の人口11,841人で計算しています。
約2万円	約1万円	約1万円	

湯浅町の普通会計及び公営事業会計

会計名		予算額
普通会計	一般会計	9,413,731
	同和对策住宅新築資金等特別会計	95,662
	(会計間のやりとり)	▲11,061
	普通会計の計 A	9,498,332
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計	1,749,399
	介護保険事業特別会計	1,329,945
	後期高齢者医療特別会計	340,076
	農業集落排水事業特別会計	45,495
	駐車場事業特別会計	912
	水道事業会計	収益的収支 268,580 資本的収支 83,540
	公営事業会計の計 B	3,817,947
合計 (A+B)		13,316,279



用語説明

- 地方交付税** 全ての地方公共団体が税収入の差に関係なく、等しく標準的な事務を行うことができるよう、国が一定の基準で交付するお金です。
- 町税** 町民の皆様が納めるお金です。
- 国庫支出金・県支出金** 特定の事業を行うために、国や県から交付されるお金です。
- 町債** 特定の事業を行う財源として、国や金融機関より借り入れるお金です。
- 地方譲与税・交付金等** 便宜上国が徴収した税金から譲与・交付されるお金です。
- 補助費等** 一部事務組合への負担金や各種団体への補助金等に係るお金です。
- 扶助費** 法律等に基づき、社会保障制度の一環として係るお金です。
- 物件費** 旅費、消耗品費、委託料、備品購入費等に係るお金です。
- 公債費** 町債の返済に係るお金です。(いわゆるローンの返済です。)
- 繰入金** 一般会計から各特別会計に繰出されるお金です。
- 普通建設事業費** 道路、橋りょう、公共施設等の新設・改良等に係るお金です。
- 自主財源** 町が自ら徴収または収納できる財源(町税、使用料等)のことです。
- 依存財源** 国または県がかかる財源(地方交付税、国・県支出金、町債等)のことです。